

奈良工業高等専門学校の保有する個人情報の管理等に関する規程

平成24年3月8日制定
令和5年12月12日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における保有する個人情報の管理等については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第65号。以下「管理規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第66号。以下「取扱規則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この規程において、「保有個人情報」とは、個人情報保護法第60条第1項に規定する個人情報をいう。

3 この規程において、「個人番号」とは、番号法第2条第5項に規定する番号をいう。

4 この規程において、「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する個人情報をいう。

5 この規程において、「各科等」とは、一般教科、各専門学科、専攻科、教育支援センター、教学 IR 室、教育研究支援室、学生支援センター、グローバル教育センター、産学協働・地域創生研究センター、共通機器管理センター及び広報センターをいう。

6 この規程において、「各課」とは、総務課及び学生課をいう。

(保有個人情報の管理体制)

第3条 保有個人情報を適切に管理するため、本校に管理規則第5条に規定する総括保護管理者・特定個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）、管理規則第6条に規定する保護管理者及び管理規則第7条に規定する保護担当者を置く。

2 特定個人情報を適切に管理するため、本校に管理規則第6条に規定する特定個人情報保護管理者及び管理規則第7条の2に規定する特定個人情報取扱担当者を置く。

(総括保護管理者)

第4条 総括保護管理者は、校長をもって充て、本校における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第5条 保有個人情報を取り扱う各科等及び各課に保護管理者を置き、各科主任、各センター長、室長及び各課長をもって充てる。

2 保護管理者は、当該各科等及び各課の保有個人情報に関し、次に掲げる業務を行う。

- 一 保有個人情報の取り扱いに関すること
- 二 情報システムにおける安全の確保等に関すること
- 三 保有個人情報の漏洩等安全確保上の問題への対応に関すること

四 保有個人情報の点検に関すること

(特定個人情報保護管理者)

第5条の2 特定個人情報を取り扱う各課に特定個人情報保護管理者を置き、各課長をもって充てる。

2 特定個人情報保護管理者は、当該各課の保有特定個人情報に関し、次に掲げる業務を行う。

一 特定個人情報の取り扱いに関すること

二 情報システムにおける安全の確保等に関すること

三 特定個人情報の漏洩等安全確保上の問題への対応に関すること

四 特定個人情報の点検に関すること

(保護担当者)

第6条 保護担当者は、第5条各科等の副主任又は副センター長等をもって充てる。ただし、各課においては、原則として各課に所属する課長補佐、専門員、専門職員及び係長とする。

2 保護担当者は、保護管理者の業務を補佐する。

(特定個人情報取扱担当者)

第7条 特定個人情報取扱担当者は、総務課人事係長をもって充てる。

2 特定個人情報取扱担当者は、管理規則第7条の2による役割並びに範囲内で個人番号及び特定個人情報に関する業務を行う。

(個人情報相談窓口)

第8条 本校に、取扱規則第2条第2項並びに第18条第2項に規定する窓口として、個人情報相談窓口を設置するものとする。

2 個人情報相談窓口は、総務課総務係に置く。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本校の保有する個人情報の適切な管理等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月12日から施行する。